

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年8月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600097号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600048号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年7月1日から同年8月1日までの期間、平成24年9月1日から同年10月1日までの期間、平成25年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成26年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成24年7月、同年9月、平成25年5月から同年8月まで及び平成26年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年1月1日から同年2月1日までの期間、平成25年4月1日から同年5月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成25年1月、同年4月及び平成26年9月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。)については厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成25年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成26年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄)から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成25年5月から同年8月まで及び平成26年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 25 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
④ 平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間については、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額となっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 24 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、平成 24 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、平成 25 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 26 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書、給与支給明細書及び給与支払内訳明細書（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 24 年 7 月、同年 9 月、平成 25 年 5 月から同年 8 月まで、平成 26 年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生

年金保険料（別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成25年1月1日から同年2月1日までの期間、平成25年4月1日から同年5月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成29年9月1日までの期間について、給与明細書等により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成25年1月、同年4月及び平成26年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成25年5月1日から同年9月1日までの期間及び平成26年1月1日から同年9月1日までの期間について、給与明細書等により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成25年5月から同年8月まで及び平成26年1月から同年8月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、平成25年2月1日から同年4月1日までの期間について、給与明細書等により確認できる給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による年金記録の訂正をすることができない。

別表

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	第 7 欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	（本来の報酬月額が算定できない期間における）報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法（75条本文）訂正後の標準報酬月額
平成24年 7 月	28万円	—	41万円	41万円	41 万円	—
平成24年 9 月	28万円	41万円	—	41万円	41 万円	—
平成25年 1 月	38万円	41万円	—	38万円	—	41 万円
平成25年 4 月	38万円	41万円	—	38万円	—	41 万円
平成25年 5 月から 同年 8 月まで	28万円	41万円	—	38万円	38 万円	41 万円
平成26年 1 月から 同年 4 月まで	28万円	44万円	—	38万円	38 万円	44 万円
平成26年 5 月から 同年 8 月まで	28万円	44万円	—	41万円	41 万円	44 万円
平成26年 9 月から 平成27年 7 月まで	30万円	44万円	—	30万円	—	44 万円
平成27年 8 月	36万円	44万円	—	36万円	—	44 万円
平成27年 9 月から 平成28年 7 月まで	36万円	47万円	—	36万円	—	47 万円
平成28年 8 月	41万円	47万円	—	41万円	—	47 万円
平成28年 9 月から 平成29年 8 月まで	41万円	44万円	—	41万円	—	44 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600254号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600049号

第1 結論

請求者のA社における令和元年7月5日の標準賞与額を36万3,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月

A社から育児休業期間中に賞与が支給されたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る賞与支給票、A社の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同社の社会保険事務担当者の陳述により、請求者は、令和元年7月5日に同社から36万3,527円の賞与を支給されたことが認められることから、請求期間について、賞与支給日を令和元年7月5日、標準賞与額を36万3,000円とすることが必要である。

一方、請求者は、請求期間において育児休業を取得していたと認められることから、厚生年金保険法第81条の2により、事業主が年金事務所に対し健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書を提出していた場合には、当該育児休業期間中の厚生年金保険料は免除となるところ、事業主は当該申出書を提出していなかったため、保険料は免除とならない。

このため、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、事業主が請求者の賞与から厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、上記賞与支給票によると、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていない。

したがって、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。